



鳥労発基 0306 第 3 号
令和 7 年 3 月 6 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめ推進を図るとともに、毎年、各関係団体等のご協力のもとに「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」といいます。）を展開して、広く当局管内の事業場における取組の推進を図っているところですが、本年のキャンペーンの実施要綱が別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部長から示されましたのでお知らせします。

当局管内の令和 6 年における熱中症による休業 4 日以上¹の死傷者数（令和 7 年 2 月速報値）は 11 人で、直近 5 か年の中で最も多く発生しました。熱中症による死傷者数が発生したのは、夏季に記録的な高温が続いたことも一因ですが、これらの災害の発生状況を見ると、屋外のみならず、屋内で多発しており、作業場所における暑熱の状況を正確に把握していなかったことも要因と認められます。

本年のキャンペーンの実施要綱においても、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適正に実施すること、②熱中症のおそれの労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置のできる体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して、医師等の意見を踏まえた配慮を行うことが重点実施事項に挙げられております。熱中症を予防するには、あらゆる作業場所において、暑さ指数（WBGT）を測定して作業場所の状況を正確に把握し、WBGT 基準値に応じた必要な措置を講じることが重要です。

つきましては、貴団体におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、傘下会員等の関係事業者に対して、同封のリーフレットをご活用になってその周知を図っていただきますとともに、キャンペーン期間（5 月 1 日から 9 月 30 日（準備期間 4 月、重点取組期間 7 月））において、関係事業者が実施要綱にある「事業場における詳細な実施事項」について確実に取組まれますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、本年のキャンペーンについては、以下の当局ホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

参考 鳥取労働局 令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」周知用ページ

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02357.html

